



長野県報

2月28日(木)
平成25年
(2013年)
第2449号

目 次

規 則

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（地域福祉課）	2
県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	3

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	7
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	8
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害者支援課）	9
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障害者支援課）	9
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	9
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	10
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め（道路管理課）	10
平成19年長野県告示第297号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正（建築指導課）	10
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可（市町村課）	11
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	11
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	12

公 告

一般競争入札（2件）（情報統計課情報システム推進室）	12
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・N P O課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（広報県民課）	14
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	15
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	15
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	16
建設業法に基づく処分（建設政策課）	16
道路法に基づく県道の管理（道路管理課）	16
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（2件）（都市計画課）	16
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	22
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	22
平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	23
一般競争入札（財産活用課）	23
一般競争入札（建設政策課）	24
一般競争入札（9件）（道路管理課）	25
一般競争入札（23件）（河川課）	33
一般競争入札（2件）（砂防課）	52
企画提案公募（プロポーザル）（教学指導課心の支援室）	54
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	55
一般競争入札（企業局）	56
一般競争入札（3件）（教学指導課）	57
一般競争入札（4件）（文化財・生涯学習課）	59

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護施設の規模)

第2条 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

2 救護施設は、サテライト型施設（当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のものをいう。第4条において同じ。）を設置する場合は、当該サテライト型施設について5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(救護施設の設備)

第3条 条例第17条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第17条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 地階に設けてはならないこと。
- イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
- ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- オ 一般居室のほか、必要に応じ、特別居室（常時の介護を必要とする者を入所させる居室をいう。）を設けるものとし、当該特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次に定める基準

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号のア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備)

第4条 サテライト型施設の設備の基準については、条例第17条第1項及び第2項並びに前条に定めるところによる。

(救護施設の職員)

第5条 条例第18条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数が、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上であることとする。

(救護施設の給付金として支払を受けた金銭の管理)

第6条 条例第24条の規則で定める給付金は、入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第24条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(更生施設の規模)

第7条 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(更生施設の設備)

第8条 条例第26条第2項の規定により定める設備の基準は、作業室又は作業場に作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けることとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の設備の基準については、条例第17条第1項及びこの規則第3条（第2項第1号のオ及び第7号を除く。）の規定を準用する。

(更生施設の職員)

第9条 条例第27条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数が、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上であることとする。

(更生施設の給付金として支払を受けた金銭の管理)

第10条 条例第30条において準用する条例第24条の規則で定める給付金及び同条の規定による金銭の管理については、第6条の規定を準用する。

(授産施設の規模)

第11条 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(授産施設の設備)

第12条 条例第32条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 作業室 次に定める基準

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(宿所提供的施設の規模)

第13条 宿所提供的施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(宿所提供的施設の設備)

第14条 条例第38条第2項の規定により定める設備の基準は、炊事設備の火器を使用する部分に不燃材料を用いることとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の設備の基準については、第3条第2項第1号（オを除く。）並びに第3項第1号及び第2号の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地域福祉課

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年2月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第4号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営住宅等に関する規則

第1条中「管理」を「管理等」に改める。

第1条の3第1項第2号のイ中「ウ」を「ウ及び第4項」に改め、同条に次の3項を加える。

4 条例第4条第2項第1号のアに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める程

度とする。

- (1) 身体障害 第1項第2号のアに規定する身体障害の程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

5 条例第4条第2項第1号のイに規定する規則で定める障害の程度は、第1項第3号に規定する障害の程度とする。

6 条例第4条第2項第2号のアに規定する規則で定める者は、15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過しても小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に就学している者その他知事が認める者とする。

第1条の3を第1条の4とし、第1条の2の次に次の1条を加える。

(整備基準)

第1条の3 条例第2条の4第4号に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

第6条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第23条及び第24条中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

別表第1の1中「二ツ山団地 松尾団地」を「松尾団地」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2) (第1条の3関係)

区分	整備基準
1 敷地	<p>(1) 位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者等の日常生活の利便を考慮して選定すること。</p> <p>(2) 地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 雨水及び污水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。</p>
2 住棟その他 の建築物	敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風及び採光、開放性及び入居者等のプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置すること。
3 住宅	<p>(1) 入居者等のすべてが安全で安心して利用できるものとして整備するよう努めること。</p> <p>(2) 防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 外壁、窓等には、原則としてこれらを通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。</p> <p>(4) 床及び外壁の開口部には、原則としてこれらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずること。</p> <p>(5) 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、原則としてこれらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずること。</p> <p>(6) 給水、排水及びガスの設備に係る配管</p>

	<p>には、原則として構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずること。</p> <p>(7) 本県の多雪又は寒冷な気候条件に適した設備を備えるとともに、降雪対策のための必要な措置を講ずること。</p>
4 住戸	<p>(1) 一戸の床面積（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25m²以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 各住戸に台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、これらを設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸にこれらを設けることを要しない。</p> <p>(3) 内装に県産の木材を使用するよう努めること。</p> <p>(4) 原則として居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を適切に図るための措置を講ずること。</p>
5 住戸内の各部	原則として高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずること。
6 共用部分	通行の用に供する住宅の共用部分には、原則として高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置を講ずること。
7 附帯施設	敷地内に必要な自転車置場、物置、ごみ置場等を設けることとし、これらの附帯施設は、入居者等の衛生、利便、安全及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとすること。
8 児童遊園	位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者等の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとすること。
9 集会所	位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者等の利便を確保した適切なものとすること。
10 広場及び緑地	位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとすること。
11 敷地内の通路	<p>(1) 敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、入居者等の日常生活の利便及び通行の安全、災害の防止等に支障がないような規模及び構造のものとし、合理的に配置すること。</p> <p>(2) 階段を設ける場合は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けること。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。